

お客さま各位

総量規制に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社カードをご愛用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 22 年 6 月に実施される貸金業法 4 条施行において、年収3分の1を超える貸付を原則禁止とする総量規制が導入されます。

この度、法律施行に先立ち、総量規制の内容をご案内させていただきます。

会員の皆様には何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き弊社カードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

貸金業法とは？

近年の多重債務問題の抜本的解決と安心して利用できる貸金市場の適正化を目標に平成 19 年 12 月に旧貸金業規制法を改正し貸金業法が施行されました。

4 条施行(平成 22 年 6 月 18 日施行) より総量規制が実施されます。

総量規制とは？

キャッシング等のお借入れ残高が 10 万円以上ある場合は定期的に(3ヶ月毎、但し月間のご利用額が 5 万円以上の場合は毎月)、内閣総理大臣が指定した指定信用情報機関の信用情報に基づくお客様の返済能力調査が必要となり、お客様のすべての借入残高が 100 万円を超えていた場合(他の貸金事業者での利用残高を含みます)、または、弊社からの借入残高(極度額を含む)が 50 万円を超える場合、年収等を証明する書類の提出が必要となります。

※提出義務の無い範囲で利用される場合は、年収証明書類の写しのご提出は不要です。

また、返済能力調査の結果、お借入残高が年収の3分の1を超えていた場合は、新たな借入を制限するためキャッシング枠を減枠させていただきます。(ただし、直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではありません)

お支払についてのご相談にも応じますのでご連絡下さい。

お問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-8-2000-8

平日/9:30~17:30 土日祝/10:00~17:00